

西宮市 中小企業等

デジタル化 支援事業 補助金



申請期間

令和5年 10.2月
▶ 11.30木

※上記期間中であっても、予算に達し次第募集を終了します

1

ソフトウェア導入費用 × $\frac{2}{3}$

※原則ソフトウェア導入費用の計上は必須です。



2

ハードウェア導入費用 × $\frac{2}{3}$
(上限25万円) ※必要な場合のみ

3

外注費・委託費 × $\frac{2}{3}$
※必要な場合のみ

補助額

50 上限万円

①+②+③の合計下限10万円
※10万円未満は申請不可となります

概要 西宮市内の中小企業等のデジタル化を促進することを目的として実施するもので、(1)業務効率化(2)新しい生活様式・新たな顧客獲得の事業を対象として補助金を交付するものです。

- 対象者**
- ◇ 西宮市内に事業所がある中小企業者等(※)であること
(※) 医療法人、学校法人、社福、一社、NPO、各種組合などを含む
 - ◇ 市税を滞納していないこと
 - ◇ 西宮市においてデジタル技術を活用した事業を補助金の交付決定後1年以上継続して行う意思を有する者であること

補助対象経費

経費区分	摘要	備考
ソフトウェア導入費用	購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料、ソフトウェア導入にあたり要する設定費及びデータ移行費等	原則計上必須
ハードウェア導入費用	購入費、リース料及びレンタル料等	補助上限25万円
外注費・委託費	補助事業の実施に必要な機器及びシステムの開発、設計及び工事等にかかる外注費または委託費	

- (※1) リース料、レンタル料、サービス利用料等において、月額費用が発生する場合は、最大3か月分を補助対象経費として計上できます(補助対象期間内に支払いが完了しているものに限りです)。
- (※2) 「ハードウェア導入費用」は、原則としてソフトウェア導入と併せて必要な場合のみ計上できます。ただし、特定のソフトウェアが組み込まれた汎用性のないハードウェア(ターミナルPOSレジ、OCRスキャナーなど)を導入する場合は、ソフトウェア導入費用の計上は不要です。
- (※3) 「外注費・委託費」は、原則としてソフトウェア導入と併せて必要な場合に限りです。ただし、特定のソフトウェアが組み込まれた汎用性のないハードウェア(ターミナルPOSレジ、OCRスキャナーなど)を導入する場合で、当該ハードウェア導入と併せて必要な場合は、ソフトウェア導入費用の計上は不要です。

補助対象事業

業務効率化事業

- 会計システムの導入
- ビジネスチャットシステムの導入
- 人事管理システムの導入
- オンライン会議システムの導入 等

取組例

製造業・小売業等による会計システムの導入
(データの入力作業、決算書の作成などの業務を効率化)

製造業・小売業等による出退勤システムの導入
(各事業所や様々な勤務体制の勤怠管理の一元化)

新しい生活様式 新たな顧客獲得事業

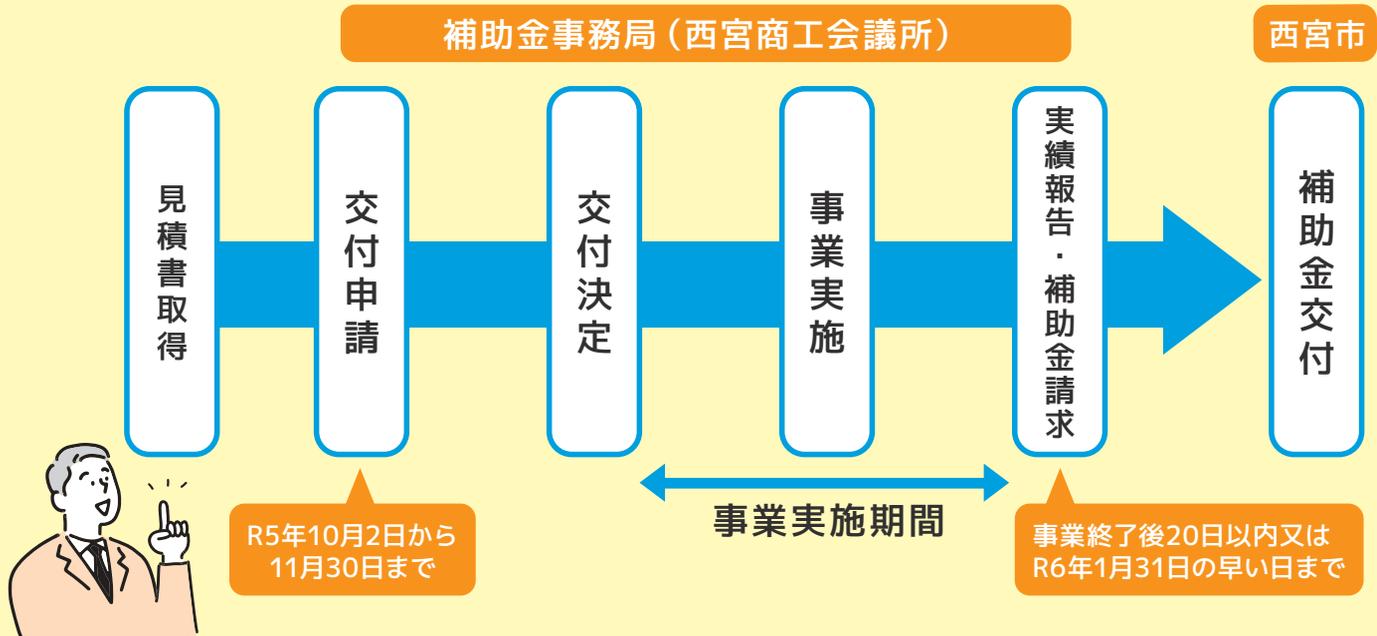
- キャッシュレス決済システムの導入
- POSレジシステムの導入
- 顧客管理システムの導入
- 販売支援システムの導入 等

取組例

飲食店によるPOSレジシステムの導入
(店頭レジの無人化、売り上げ分析)

小売店・サービス業による顧客管理システムの導入
(顧客データベースの管理・分析、販売促進)

補助金交付までの流れ



※ 交付決定日から実績報告期限（令和6年1月31日）までに支払いが完了したものに限り

※ 交付申請時と実施事業の内容等が変更となった場合は、次のいずれかを除き変更承認申請書の提出が必要です
(交付決定額が補助金額の上限となりますので、申請後に補助対象経費が増額となった場合も補助金額は増額できません)

- ① 補助対象経費が30パーセント以内の減額となる場合
- ② 補助対象経費に新たな経費区分の追加が生じない場合
- ③ 事業完了時期が変更となる場合で令和6年1月31日までに事業完了報告書を提出する場合

交付申請・実績報告等について

西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金ホームページより、提出書類一覧、提出方法をご確認ください。

※ 交付申請書等の各様式は補助金ホームページよりダウンロードできます

お問い合わせ

西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金 事務局（西宮商工会議所内）

受付時間/ 平日9:00～17:00

TEL.0798-39-8007 FAX.0798-33-3288

✉ E-mail: digital@n-cci.or.jp

交付申請書等
ダウンロード

西宮市中小企業等デジタル化
支援事業補助金ホームページ

